平成３０年度第１回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日　時　平成３０年５月８日（火）午後２時１５分～午後４時１０分
場　所　四街道市役所　本館３階　第２委員会室
出席者　出 席 委 員：酒井会長、木谷副会長、荒木委員、高山委員、畠中委員
　　欠 席 委 員：なし
　　事　務　局：植草総務部長、齋藤総務部次長、鈴木総務課長、大手課長補佐、三浦主任主事

公開・非公開の別　一部公開（会議次第５、６は公開）

傍聴人　０人

会議次第

１　委嘱状交付
２　市長挨拶
３　会長選出
４　副会長選出
５　議事
　・平成２９年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
６ その他

会議の内容

事 務 局：ただ今より、平成３０年度第１回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。本日の審査会は会議次第に沿って進行させていただきます。はじめに、委嘱状の交付をさせていただきます。なお、委嘱状につきましては、委員の皆様の机の上に配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

～市長挨拶～

～職員紹介～

事 務 局：新たな任期となりまして、はじめての審査会となるため、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。選出までの間、市長に座長をお願いいたします。

市　　長：会長、副会長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきます。
四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第４条第１項によりますと、情報公開・個人情報保護審査会は会長と副会長を各１名置くこととしており、同条第２項では、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。」としております。
まず、はじめに会長の選出を行いたいと思います。委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

～委員から、会長に酒井委員を推薦する意見あり～

市　　長：ただ今、会長に酒井委員というご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

委員全員：～異議なし～

市　　長：委員全員のご賛同が得られたので、会長は酒井委員に決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。これにて座長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

～会長　就任の挨拶～

事 務 局：ありがとうございました。
それでは、ここからは会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

酒井会長：それでは続きまして、副会長の選出を行いたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～委員から、副会長に木谷委員を推薦する意見あり～

酒井会長：ただ今、副会長に木谷委員というご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：委員全員のご賛同が得られましたので、副会長を木谷委員に決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

～副会長　就任の挨拶～

事 務 局：大変恐縮ですが、市長、総務部長、総務部次長は所用のため、ここで退席をさせていただきます。

～市長、総務部長、総務部次長退席～

事 務 局 ：四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第１項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、この後の進行につきましては、酒井会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井会長：それでは皆様方のご協力の程、よろしくお願いいたします。
この後の内容につきましては、まず、議事としまして「平成２９年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）」、「その他」としまして、次回の日程調整を予定しております。

酒井会長：ただ今の出席委員は５名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第２項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、会議は成立いたしました。
また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事の内容が情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告等に関する案件であり、審査請求事件の調査及び審議に関する事項ではないため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第４項の規定により、公開といたします。
本日は、傍聴希望者はおられますか。

事 務 局 ：傍聴希望者はおられません。

酒井会長：それでは、本日は傍聴人無し、ということで進めさせていただきます。

なお、本日の会議資料につきましては、「四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針」により、閲覧に供するものとしますが、傍聴人への配布については、本日は傍聴人がおられませんので省略させていただきます。

酒井会長：次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針」の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、発言者名を明記する取扱いにしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、発言者名を明記することといたします。

酒井会長：続きまして、会議次第の５「平成２９年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告)」に移りたいと思います。

委員全員：～資料確認～

酒井会長：それでは、事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２９年度情報公開制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２９年度の情報公開制度の実施状況について、ご説明がありましたが、委員の皆様何かご質問等ありますか。

木谷委員：一覧表の７番で、請求者が代理人になっていますが、この代理人の方は条例の請求権者ではないという理解でよろしいですか。基本的に全市民に請求権があって、代理人に依頼することはまれな例であり、代理人ということはその方は自分で請求権限を持っていない方だと思われるため、どのような経緯なのか、また、委任者が市民等の請求権限のある方かどうかを確認されていますか。

事 務 局 ：委任された方は四街道市在住で、実際に窓口で手続をされたのは、この方から委任を受けた不動産業の方です。また、情報公開請求があった場合、請求者に請求権があるかの確認は口頭で行っております。

畠中委員：委任状を持参しているということですか。

事 務 局 ：委任状は提出していただいております。

酒井会長：その他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、平成２９年度個人情報保護制度の実施状況について事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２９年度個人情報保護制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２９年度の個人情報保護制度の実施状況について、ご説明がありましたが、委員の皆様何かご質問等ありますか。

酒井会長：備考欄に第三者照会と記載されたものがありますが、これはどのようなことを照会していますか。

事 務 局 ：個人情報保護条例には、自己情報開示請求が出され、当該開示の対象となった行政文書に市と請求者本人以外の第三者の情報が記載されている場合に、その第三者に対し開示について意見照会をする規定があります。第三者に意見照会しているものの多くは、医師の意見書や診断書であり、診断した医師に対して意見を伺ったものです。

畠中委員：自己情報開示とは自分の情報を自分で開示請求することですが、ここでの第三者とは医師でよろしいですか。また、請求者は誰になりますか。

事 務 局：第三者は診断した医師であり、請求者は医師の診断を受けた患者です。

木谷委員：請求内容に介護保険の認定に関するものが数多くありますが、介護保険の認定に関するものについて、懸念があります。本人からの請求であれば良いのですが、それが代理人からの請求であり、本人には法的に明らかに意思能力がなく、本来、委任すら出来ないような認定記録がある時の判断は難しいと思います。条例では法定代理人または実施機関が特別の理由が

あると認めた代理人と規定してあるため、条例上の問題はありませんが、法的には繊細なケースであると思います。例えば、任意代理人からの請求で、夫が妻の介護認定書類の開示請求をした場合、書類を確認して意思能力が無く、代理行為ができないことが確認された時にはどのように取り扱いますか。

事 務 局：自己開示請求には様々なケースがありますので、それぞれの請求内容を確認し、法令等の解釈や運用、また、他の自治体の事例などを参考にしながら対応しております。

木谷委員：本人と代理人の間で利害が対立するようなケースはそれほど想定できないと思われますが、例えば精神的障害や自分で意思決定ができない方などの場合、関係者だと利害が衝突するため、弁護士などの第三者が成年後見人となることがあります。その場合、本来であれば請求できるのは成年後見人に限られると思いますが、ご主人が資料を取りに来たというケースは、その場では請求者としての適否が判断できないため、交付をしてしまうのでないかと思います。その扱いが不適切だとは思いませんが、そういうまれなケースが全くトラブルにならないかというと、特に成年後見人が付いている方で本人以外からの請求の時は、当事者間に利害対立が激しいなどの問題があることが多いため、全く問題がないとは言いきれないという感想を持ちました。条例上は問題ないのですが、事実上の問題として何らかのトラブルに発展する可能性がゼロではないと思います。

畠中委員：この表には書かれていませんが、どこかに請求理由は記載されていますか。

事 務 局：自己情報開示請求において、当市の規定では理由を記載するよう求めておりません。

畠中委員：この場合、委任状は無いということですね。

木谷委員：委任状についても文字が書けない方がいると思いますが、そのような場合には、文書偽造になってしまうため、取り扱いが難しいと思います。ただ、開示の必要性は高いと思います。

畠中委員：本人が請求したからということで開示するのでしょうけど、代理人と言

っても、例えば子どもの場合、両親が開示請求しているわけですからね。

鈴木課長：介護保険で医師の意見書を自己開示請求する方の請求理由の多くは、医師の診断書を別途依頼すると費用がかかるためと聞いています。

事 務 局：現在、受診している病院から別の病院に転院する場合などに、前に提出したものが再度必要になるため請求する場合が多いと聞いています。確かに木谷委員がご指摘されたようにデリケートで注意すべきケースもあると思います。ただ、昨年度までに対応したケースでは、まず所管課に相談があって、所管課の担当者とある程度事前に内容の確認をしたうえで開示請求に来るケースが大多数ですので、信頼できるものと判断しています。

木谷委員：代理人からの自己情報開示請求に応じることは、絶対に必要だと思います。開示しないと外部に提出する必要がある場合に困ったことになります。例えば、成年後見人を付けるため、裁判所に提出する場合もあるでしょうから、その時に、これから選任されるのに誰も取得できなくなりますので、それは開示していただく必要があると思います。
本人の意思能力が全く無い場合であれば良いのですが、その判定が非常に厳しいケースの場合は、本人が管理できるのにということで親族間に争いが生じることがあり得ます。開示の是非にまで影響を及ぼすことは無いと思いますが、理屈で詰めていくと判断が難しくなるところがでてきますので質問をさせていただきました。

酒井会長：他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特にないようですので、その次に移りたいと思います。

酒井会長：平成２９年度個人情報取扱事務目録状況について事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２９年度個人情報取扱事務目録状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２９年度の個人情報取扱事務目録状況について、ご説明が

ありましたが、委員の皆様ご質問ありますか。

畠中委員：今回変更があるものについてですが、名称変更以外にはどのようなものがありますか。改正個人情報保護法が昨年５月に施行されましたが、改正に伴い、識別情報が個人と関係してくると思いますが、それらも目録に加えてありますか。

事 務 局：課名の変更はありましたが、事務の名称が変更したものはありませんでした。

畠中委員：変更というのは内容の変更もありますか。

事 務 局：基本的には内容の見直しを行いまして、個人情報として記録していない項目の削除や、新たに個人情報を利用する場合に、どの所属で利用するなどの追加を行ったものです。

畠中委員：個人情報とは個人を特定する情報と定義されていますが、概念が少し変わりまして、改正個人情報保護法を受け、新規や追加などの変更はありますか。

事 務 局：個人情報保護法の改正はありましたが、市町村において具体的な内容を変更する場合には条例の改正を行う必要がありまして、現在、当市では条例改正を行っておりませんので、条例改正後に、全体的な見直しが必要になります。

酒井会長：他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特にないようですので、その次に移りたいと思います。

酒井会長：平成２９年度会議等公開状況について事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２９年度会議等公開状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２９年度の会議等公開状況について、ご説明がありました

が、委員の皆様ご質問ありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特にないようですので、その次に移りたいと思います。

酒井会長：平成２９年度情報公開室利用状況について事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２９年度情報公開室利用状況の説明～

事 務 局：以上で、平成２９年度情報公開室利用状況のご説明とさせていただきますが、ここで事務局より委員の皆様に申し上げます。情報公開室の利用状況ですが、現状として正確な利用状況を把握することが困難であり、また、情報公開室の設置から２０年近くが経過しておりまして、検証を行う意義も薄れておりますことから、事務局といたしましては、この度のご報告を持ちまして 最後とさせていただき、平成３０年度からはご報告の項目から削除させていただきたいと考えておりますが如何でしょうか。

酒井会長：ただ今、平成２９年度の情報公開室利用状況について、ご説明がありましたが、委員の皆様ご質問ありますか。

酒井会長：実際に情報公開室に来られなくても、市のホームページから多数の情報を知ることができます。市のホームページへのアクセスはどのくらいありますか。

事 務 局：事務局ではホームページへのアクセス数については、確認をしておりませんが、ホームページを所管している課で把握をしております。

酒井会長：他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特にないようですので、その次に移りたいと思います。

酒井会長：最後になりますが、会議次第の６、その他に入りたいと思います。ここ

では、次回の審査会の日程について決定したいと思います。まず、事務局から何かございますか。

～日程調整～

酒井会長：次回の審査会の開催予定といたしまして、７月１７日（火曜日）の午後、１０月９日（火曜日）の午後といたします。審議する案件によって開催日時を決定したいと思います。
それでは、会議次第　６　その他を終了します。最後に、委員の皆様から何かご意見などございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：事務局から最後に何かございますか。

～事務局から市ホームページに委員名簿（更新版）を公表する経緯を説明～

酒井会長：委員名簿について、皆様ご質問などございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、本日の審査会を終了します。お疲れ様でした。